

江東区病児・病後児保育事業実施委託 事業者募集要領

令和6年5月1日
江東区こども未来部保育支援課

1 事業の目的・趣旨

江東区では、子育てと就労の両立支援の一環として、病気の初期から回復期の乳幼児（病児・病後児）について、普段通う保育施設での集団保育が難しい時期に一時的に預かる病児・病後児保育事業を実施しています。

今回、新たに「病児・病後児保育施設」を開設するため、整備対象地域内において施設運営を行う事業者の募集を行います。

児童の健康状態を踏まえた保育や感染症対策等、業務を適切に遂行できる運営体制を有した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2 整備対象地域

病児・病後児保育室の設置がない深川地域

3 開設予定時期

原則として令和6年10月1日とする。

ただし、区と協議の上、区がやむを得ない事情があると認める場合には開設日を10月2日以降とすることができる。

※10月2日以降の開設を想定する場合には、「10提出書類」の「(5) 企画提案書」の記載項目「(11) 開設までのスケジュールについて」においてその理由を記載すること。

4 業務概要

(1) 業務名

江東区病児・病後児保育事業実施委託

(2) 業務内容

「江東区病児・病後児保育事業実施要綱（平成17年12月13日17江子保第1022号）（以下、「要綱」という。）」に基づく病児・病後児保育施設の運営業務。

詳細は別紙「江東区病児・病後児保育事業実施委託 企画提案仕様書」のとおり。

(3) 募集する施設種別等

ア 施設種別

病児・病後児対応型施設（乳幼児が病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該乳幼児を医療機関等に付設された隔離機能を有する専用スペースで保育し、1日に1回以上医師が回診を行う等乳幼児の症状の変化に的確に対応できる体制を整えている施設）

イ 付設型又は単独型の別

小児科又は内科のある医療機関に付設する施設もしくは、上記ア施設種別にある条件を整えている施設

※今回の募集は、要綱にある「病児・病後児対応型施設」であり、「病後児対応型施設」は募集対象外とする。

(4) 利用定員

4人

- (5) 履行期間
契約確定日の翌日から令和7年3月31日（令和6年度）
※ただし、事業実績が良好な場合は次年度以降も委託契約を継続する。
※履行開始は令和6年10月1日を想定しているが、開設日によりそれ以降の日付となる可能性がある。

5 委託料

- (1) 運営基本費（病院等に付設で9時間開所の場合）
上限額 月額944,836円（人件費相当額785,497円、施設賃借料相当額159,339円）
※開所時間を8時間とする場合や施設賃借料（上限額の範囲で実費計上）により金額は変動する。
- (2) 利用実績保障額
月額40,000円
- (3) 利用実績超過分
延利用人数が利用定員×20日×開設月数で得られる人数の2分の1（6ヶ月の場合、240人）を超えた場合、超えた利用者1名に対し1,000円

6 補助金

- (1) 開設準備経費補助（開設時のみ）
上限400万円
事業に専用に使用する施設又は設備の改修に係る経費に対する補助（ただし、施設の広さ及び特性を勘案し、区長がやむを得ないと認める場合は他の施設との共用部分を含む。）
※対象経費の2分の1の額又は400万円のうちいずれか低い額
※要綱参照
- (2) キャリアアップ補助金（申請する場合のみ）
504,000円程度（利用定員4名で開設期間6ヶ月の場合）
職員のキャリアアップに向けた取組に要する経費に対する補助
※江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号）に基づき支給する。
※金額は令和5年度の補助要件による積算
- (3) 保育従事職員等処遇改善事業補助金（申請する場合のみ）
132,000円程度（職員2名で開設期間6ヶ月の場合）
職員の賃金改善等に要する経費に対する補助
※江東区保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和4年3月9日3江こ保第2357号）に基づき支給する。
※金額は令和5年度の補助要件による積算
- (4) ICT化推進事業費補助金（開設時のみ）
上限100万円
病児・病後児保育室における空き状況の確認、予約手続等の業務をICT化するための業務システムの導入に係る経費に対する補助
※江東区保育施設等におけるICT化推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日3江こ保第375号）に基づき支給する。

7 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 区内に所在し、現に運営している医療機関（診療科目に小児科又は内科を有していること）またはこれらの医療機関と連携して事業を実施できる事業者であること。

8 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和6年5月1日（水）～令和6年6月7日（金）
- (2) 質問受付期間
令和6年5月1日（水）～令和6年5月16日（木）
- (3) 質問回答日
令和6年5月24日（金）
- (4) 参加表明書・財務書類・施設関係書類の提出期限
令和6年5月31日（金）正午厳守
- (5) 企画提案書の提出期限
令和6年6月7日（金）正午厳守
- (6) 第一次審査結果通知
令和6年6月19日（水）予定
- (7) 第二次審査
令和6年6月26日（水）予定
- (8) 選定結果通知
令和6年7月1日（月）予定

9 参加手続

- (1) 実施要領の公表
ア公募期間：令和6年5月1日（水）～令和6年6月7日（金）正午
イ公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質問・回答
ア質問受付期間：令和6年5月1日（水）～令和6年5月16日（木）午後5時必着
イ質問方法：「質問書（様式2）」を持参・FAX 又は電子メールにより
「15担当」の担当部署まで提出すること。
ウ回答日：令和6年5月24日（金）
エ回答方法：質問への回答は区ホームページ
(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>) に
掲示し、個別の回答は行わない。

- (3) 参加表明書・財務書類・施設関係書類の提出
 ア提出期限：令和6年5月31日（金）正午厳守
 ※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 イ提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時。ただし、最終日は正午まで）又は郵送
 ※「15担当」の担当部署まで提出すること。
 なお、郵送の場合は事前に連絡すること。
- (4) 企画提案書の提出
 ア提出期限：令和6年6月7日（金）正午厳守
 ※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 イ提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時。ただし、最終日は正午まで）又は郵送
 ※「15担当」の担当部署まで提出すること。

10 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
 (2) 財務書類（直近3期分の貸借対照表及び損益計算書）
 ※参加表明書の提出の際にあわせて提出
 (3) 質問書（様式2）
 ※質問がある場合に提出
 (4) 応募申請書（様式3）
 (5) 企画提案書（様式4）
 (6) 他自治体等受託実績書（様式5）
 ※直近に受注した案件5件以内で、件名・契約期間・請負金額・業務内容・発注者等を記載
 (7) 自己資金申告書（様式6）
 (8) 収支計画書（任意様式）
 ※本事業に関する令和6年度及び7年度（委託が継続すると想定）の収入および支出を想定して作成
 (9) 施設関係書類
 ※参加表明書の提出の際にあわせて提出
 ア 開設予定物件の平面図（A3判、1/200）※各保育室の有効面積、廊下幅等を明記すること。
 イ 開設予定物件の室別面積表（様式任意）
 ※室別の面積及び有効面積を記載
 ウ 開設予定物件の案内図（様式任意）
 エ 開設予定物件の仮契約書等
 (10) 事業者関係書類
 ア 会社概要書（様式任意）
 イ 法人定款又は寄附行為
 ※応募申込日現在のもの
 ウ 法人登記に係る履歴事項全部証明書
 ※3か月以内に発行されたもの
 エ 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年分）
 ※発行日から3ヶ月以内のもの

【提出部数】

| | 提出書類 | 様式 | 部数 |
|-----|-------|-----|----|
| (1) | 参加表明書 | 様式1 | 1部 |

| | | | |
|------|--|--------------|--------------|
| (2) | 財務書類 (直近3期分の貸借対照表及び損益計算書) | — | 1部 |
| (3) | 質問書 ※質問がある場合のみ | 様式2 | 1部 |
| (4) | 応募申請書 | 様式3 | 正本1部 副本9部 |
| (5) | 企画提案書 | 様式4 | 正本1部 副本9部 |
| (6) | 他自治体受託実績書 ※実績を確認できる資料(契約書の写し等)の 提出を後日求める場合がある。 | 様式5 | 正本1部 副本9部 |
| (7) | 自己資金申告書 | 様式6 | 正本1部 副本9部 |
| (8) | 収支計画書(令和6年度及び7年分) | 任意 | 正本1部 副本9部 |
| (9) | 施設関係書類 | | |
| | ア 開設予定物件の平面図 | A3判 1/200 | 正本1部 副本9部 |
| | イ 開設予定物件の室別面積表 | 任意 | 正本1部 副本9部 |
| | ウ 開設予定物件の案内図 | 任意 | 正本1部 副本9部 |
| | エ 開設予定物件の仮契約書等 | — | 正本1部 副本9部 |
| (10) | 事業者関係書類 | | |
| | ア 会社概要書 | 任意 | 正本1部 副本9部 |
| | ウ 法人定款又は寄附行為 | — | 1部 |
| | エ 法人登記に係る履歴事項全部証明書 | 原本 | 1部 |
| | オ 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税 の納税証明書(直近3年分) | 原本 | 1部 |

【留意点】

- (1) 企画提案書は1者につき1提案に限る。
- (2) 提出時期については、「8スケジュール」及び「9参加手続」のとおり。
- (3) 提出書類の(4)から(8)及び(10)アは上記番号順にフラット
ファイル等に綴じこんだ状態で提出すること。
- (4) 提出書類(9)ア以外はA4サイズで作成すること。
- (5) 提出書類は提出後に差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、
江東区から指示があった場合を除く。
また、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

- (7) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象となる場合がある。

1.1 評価方法

(1) 評価基準

別紙「江東区病児・病後児保育事業実施委託事業者選定 評価基準」のとおり

(2) 評価方法

こども未来部内に事業者選定委員会を設置し、書類審査、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき評価する。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出書類について、評価基準に基づき採点を行い、上位3者を第一次審査通過者として選定する。第一次審査の結果は、全ての審査対象者に対して電子メール及び書面により通知し、あわせて第一次審査通過者には第二次審査の日時・場所等の詳細を通知する。

※令和6年6月19日（水）予定

(4) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過者についてプレゼンテーション審査を実施する。

以下の概要は予定であり、詳細については、第一次審査結果通知の際に電子メールにて通知する。

【プレゼンテーション概要】

ア実施日

令和6年6月26日（水）予定

イ会場

江東区役所内会議室 予定

ウ留意事項

- ・所要時間：60分程度
(プレゼンテーション30分・質疑応答20分・事前準備、後片付け各5分)
- ・出席者は4名まで。本事業を受託した際に携わる担当者が出席して説明を行うこと。
- ・説明は企画提案書に沿った内容とすること。当日の追加資料の提出は可能だが、プレゼンテーション開始前に事務局担当者へ申し出ること。
- ・プロジェクター、スクリーン及びマイクセットのみ本区で準備する。
それ以外に必要なPC等の資機材は参加者が用意すること。(当該資機材の使用は必須ではない。)

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、第一次審査及び第二次審査の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 上記アの最高点の者が複数の場合は、第二次審査の得点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ 上記にかかわらず、得点が第一次審査及び第二次審査の評価基準の総合点（満点）の60%未満の場合は候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 2 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第二次審査参加者に選定又は非選定の結果を通知する。
また、契約締結後速やかに、下記の項目を江東区公式ホームページ
(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>) において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
※対象者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1 3 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 4 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

1 5 担当（応募書類・質問等の提出先）

担 当：江東区こども未来部保育支援課事業支援係 佐藤・宇田川

住 所：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

（本庁舎3階13番窓口）

電 話：03-3647-9084（直通）

FAX：03-3647-8447

E-mail：2702010@city.koto.lg.jp

※メールの場合、件名に必ず【病児・病後児保育応募】と入れること。